

交代寄合西高木家における幕末軍制改革

Military system reform of the western Takagi family at the end of the shogunate

名古屋大学附属図書館研究開発室
Nagoya University Library Studies

長 屋 隆 幸
NAGAYA, Takayuki

Abstract

After Commodore Perry's visit to Japan in the 6th year of the Kaei era (1853), there was much attention paid to the dismantling process of military power of the hatamoto (the direct feudatories of a the shogun), but the hatamoto's original reform activities on military organization have not yet been discussed. The direct retainer of the shogun originally reformed the military system. Taking the western Takagi family whose chigyodaka was 2300 koku of rice, as an example, the reform activity on the military organization of retainer of the shogun after the Perry visit is investigated in the present article. The Western Takagi family advanced "seiyouryu" gunnery from the Bunkyu era, and came to have unmatched military power because it had a 67-riflemen corps military in the 3rd years of the Keio era (1867). The family built a military training center called "Syugikan" and centered the training on fencing and the art of spear fighting from the Bunkyu era. In addition, they prepared weapons and produced two bronze cannon gates and guns. Moreover, there were cooperation between the eastern and northern Takagi families and the relatives of the western Takagi family in which they had to prepare soldiers in the ratio of one person to 100 koku, and train together as three families with "seiyouryu" gunnery.

Keywords: The western Takagi family (西高木家), Clan of oogaki (大垣藩), Hatamoto (旗本), "seiyouryu" gunnery (西洋流砲術)

はじめに

嘉永6(1853)年のペリー来航を機に彼我の軍事力の格差を実感した幕府は、全国防衛を行うことが可能な新たな洋式軍隊の創出を目指し¹⁾、西洋小銃・大砲の生産にとりかかると共に、軍備の洋式化を進めるため各大名へ西洋流砲術の修業に励むよう命じる。西洋流砲術とは、当時ヨーロッ

パで広く採用されていた歩兵・騎兵・砲兵の三兵種を連帯させて戦闘を行う三兵戦術に対応するように高島秋帆が父四郎太夫と共に打ち立てた砲術の一流派である。従来の砲術は、個人の腕前をあげることが目的とされていたが、西洋流砲術では臼砲(モルチール)や榴弾砲(ホイッスル)により散弾などを敵陣に打ち込んだり、密集隊形の銃

陣を縦横に動かし一斉射撃を行うなど、集団による戦闘力の形成に主眼があった点が他流派と大きな違いであった²⁾。

さらに、幕府は安政期に入ると与力・同心らに組単位で西洋流銃陣調練を行わせるなど西洋流砲術を基盤においた兵制改革を進め、軍制を洋式化してゆく³⁾。また、幕府は旗本たちにも西洋流砲術修業を盛んに奨励するようになる。そして、旗本が武芸を錬磨する場として講武所を開設し、そこで剣術・槍術・和流砲術などと共に西洋流砲術を稽古させるようになる。その結果、番方の旗本にとり西洋流砲術の素養を養っておくことは榮達するために必須となってゆく⁴⁾。

一方、諸藩もこの幕府の方針をうけて軍制の洋式化を進めてゆく。例えば、長州藩では安政期から西洋流銃陣調練を採用し、農兵の取り立てなどを進めている。黒羽藩でも文久期から江戸で西洋流兵学・砲術の私塾を開いていた山脇治右衛門や牧田謙之進に城代・浄法寺弥一郎ら上級家臣を入門させ、その後帰藩した浄法寺らを中核に据え洋式軍制化を進めてゆく。また、佐賀藩では反射炉を築き鋼鉄製の大砲など洋式兵器の製造に着手し、洋式船の造船・輸入を進めるなどしてゆく⁵⁾。ただし、明治維新を迎えるまで何の手段も講じなかった藩もあり、各藩の軍制洋式化の進展は一様ではなかった。

そのような中、文久2（1862）年に幕府は大規模な軍制改革に着手し、歩兵・騎兵・砲兵の三兵からなる直属の洋式親衛隊である陸軍を組織することを決定する。そして、旗本へ従来の軍役人数を半減する代わりとして、知行地の領民を歩兵隊兵士（兵賦）として幕府へ差し出させる兵賦令を発令、また蔵入地からも兵賦徴発を行った。

さらに、慶応2（1866）年には、旗本が軍役として動員する従卒を一手に集め銃卒として集中運用することとし、彼らを組合銃隊として編成するようになる。しかし、旗本から差し出された人員が、譜代家来や知行所農民・江戸市中雇用の奉公人など雑多な経歴を持つ者であったため、均一の部隊として扱えなかった。そのため、翌慶応3（1867）年に旗本たちの軍役を半知上納という金納に切り替え、それを資金に幕府が兵士を直接雇用する形式へと変更する⁶⁾。

ところで、嘉永6（1853）年のペリー来航以降

における幕府や各藩の軍制改革については多くの研究が蓄積されているが、当該期における旗本の動向に関しては、ほとんどが文久2（1862）年・慶応2（1866）年・同3年における幕府の軍制改革の研究の中で簡単に言及されるに止まり、それ自体専門に扱った研究は少ない。管見の限りでは、兵賦令などに対応するために旗本たちが如何にして人員や金銭を用立てたかを知行所村々との関係から描いた森杉夫氏・若林敦之氏・飯島章氏の研究⁷⁾、番方に所属する1800石の旗本本間家が幕府が進める軍事の洋式化へ対応するため西洋流砲術修行を行ったことなどを日記類から明らかにした保谷（熊澤）徹氏の研究が見られる程度である⁸⁾。

もっとも、これらの研究も「無用の長物となり、頼むに足らなくなつて」⁹⁾いた、旗本の軍事力・軍役の解体過程が描かれており、そこに旗本たちが能動的に独自の軍制改革を行おうとした動向は指摘されていない。かろうじて、保谷氏の研究で西洋流砲術を個人として修行し、それに必要な西洋小銃を買い入れたことが指摘されている程度である。

しかしながら一方で、講武所における西洋流砲術師範や、文久2（1862）年に組織された陸軍を実質率いた陸軍奉行以下の指揮官に旗本たちが就任しており¹⁰⁾、幕府の洋式軍制への転換における要所を担ったのも実は旗本たちであった。したがって、洋式軍制への転換の必要性を認識していた旗本も少なくなかった。そして、中には自己の家臣団を洋式軍制化するなど能動的に軍制改革を行った旗本もいた。維新政府へいち早く恭順して家禄を保証された旧旗本たちの中で、在京していた者たちが慶応4（1868）年5月に維新政府へ提出した所持している兵力の書上が「復古記」¹¹⁾に載っている。それによれば、全90家のうち、30人以上の銃兵を抱える家が23家、この内鼓手の記載があることから少なくとも11家が西洋流砲術を採用している。なお、この内の一家で、知行5700石であった大給求馬は、ミニエー銃を装備した40名を御親兵として維新政府へ提供したいと願い出ており¹²⁾、装備にも力を入れている様子が見られる。また、残り67家の内で、具体的な人数は不明であるが銃隊を1個小隊以上編成した家が8家見られる。

このように、旗本の中にも能動的に軍制改革に

力を入れた家が少なからずあった。しかし、これらの旗本たちが具体的にどのように軍制改革を進めたかについては、ほとんど研究がされていない。

そこで、本稿では幕末期に洋式軍制を採用した交代寄合美濃衆西高木家を分析対象とし、旗本の幕末期における軍制改革の具体的な実態について考察することとする。

西高木家が所属する美濃衆高木三家とは、戦国期には養老山地東部の駒野・今尾一帯に勢力を張る土豪で、天正18(1590)年豊臣政権に美濃を追われるが、関ヶ原の戦後に近江・伊勢と国境を接する美濃国時・多良郷に三家合わせて4,300石の知行を与えられ(西高木家2,300石、親族の東高木・北高木家各1,000石)、明治維新まで同地を支配した交代寄合である¹³⁾。

西高木家の幕末期における軍制改革を扱った研究としては、嘉永期頃の様子を扱った針谷武志氏の研究¹⁴⁾と、名古屋大学附属図書館2009年春季特別展図録『旗本高木家主従の近世と近代』所収の文久期以降の同家の西洋流砲術受容についての解説¹⁵⁾、および『高木家文書目録』類・自治体史¹⁶⁾に簡単な記述がある程度で、同家の軍制改革の全体像についても他の旗本同様にほとんど研究がなされていない状況である。

一 軍制の洋式化と武芸奨励

(一) ペリー来航以前における軍事への意識

寛政期に入ると日本近海にロシア船をはじめとした異国船が出没するようになってくる。そのような状況に対応するため、幕府は寛政3(1791)年9月に異国船の漂着時には、従来通り船を臨検した上で長崎に護送し、乗組員がそれを拒むようならば、切り捨てるなり、召し捕らえるなりせよとの異国船取扱法を定めた。そのような中、翌4年にロシアの使節ラクスマンが根室に来港し江戸での交渉を求めたが、幕府はこれを許さず長崎での交渉ならば受け入れるとして入港証である信牌を与えた。結局、ラクスマンは長崎には向かわず帰国した。

この事件により幕府は江戸湾が無防備であることを問題視すると共に、各地での海防をさらに強化する必要性を認識した。そこで、幕府は江戸湾の防備を強化し、かつ海岸線に領地を持つ大名に対して海防計画を作成して提出するよう求めるよ

うになる。その後、天保13(1842)年には海岸線に領地を持つ大名のみならず旗本・寺社にも海防計画書を作成させるとともに、内陸の藩を沿岸への後詰(援軍)または江戸表の警衛に位置づけるようになる¹⁷⁾。

もともと、西高木家は領地が内陸にある旗本であったため、このような海防強化の動向に対しほとんど関係のない位置にいた。そのため、残された文書類からも、当時海防に備えて軍事に力をいれた様子はいかがわれない。逆に、蓄えていた軍用金を別用途に流用することさえ行われている。10代当主貞臧は「御軍用」¹⁸⁾として銭8貫文を西の土蔵に保管していた。この軍用金は文政8(1825)年に改めた際には全額あったが¹⁹⁾、嘉永3(1850)年に改めところ5貫文不足していた。そこで、調べたところ文政10(1827)年に11代当主経貞の命で一時的に別用途に流用したことが発覚している²⁰⁾。

このような状況であった西高木家が軍事に力を入れはじめるのは嘉永2(1849)年からである。この時期の西高木家の動向については針谷武志氏によりすでに明らかにされている²¹⁾。ここでは、針谷氏の研究に抛りつつ、確認の意味でこの時期の西高木家の軍事への対応について見ておくこととする。

嘉永2(1849)年、幕府は旗本に対して今後は役向・石高に関わりなく海防に動員するとの触を出した。そのため、今まで領地が内陸にあり海防とほとんど関係のなかった西高木家にも動員に備える必要性が生じた。そこで、翌3年5月に国元から江戸留守居へ向けて出された御用状の中で2300石の交代寄合の旗本が負担すべき軍役を次のように調べて知らせるように命じた。

一① 寛永年中より御軍役御次第駈与難相知候
二付、 今便左ニ申遣候

一千石 弍拾三人 鑓弍筋、弓壺張、鉄
砲壺挺

一弍千石 四拾三人 鑓五筋、弓壺張、鉄
砲壺挺

慶長弍拾年辰ノ御改也

但千石ヨリ九千九百石迄

壺万石ヨリ拾万石迄

右夫々御定有之趣ニ相見候得共略之

右慶長弍十辰年被 仰出候趣ニ者候得

共、②御家ニ駈与御留記相見不申候
(中略)

一若^(マ)一当方より御隣国伊勢国杯江異国船渡来
之節者、如何御心得可被遊候哉、何之何守
手江組合出張可致杯之 御差^(マ)函御取候節、
③御扶持方等者被下候もの哉、御自分御賄
もの哉、玉葉都而御武用入用向者被下候
もの哉、御自分之御賄ニ可有之哉
一平生者交代寄合万石以上之御格式ニ候得
共、④右様之節者御高役ニ可有之被存候、
式千三百石ニ而御人数何程、御備者何様之
御備ニ可被成哉、御心得ニ候間、何方江成
共手筋を以御聞合可被成候、大概之処も難
相知候間、⑤少々御物入ニ相成候義ハ不苦
候間、手入致し御聞合之上、重便御申越可
被成候²²⁾

上記によれば、当時西高木家には寛永以降の軍
役人数に関する留記がなく、負担すべき人数がわ
からない状況であったこと(傍線部①・②・④)、
兵糧や弾薬の負担についても幕府より下賜される
のか、西高木家側で負担すべきものなのか(傍線
部③)などについても全く知識を持っていなかった
ことがうかがわれ、いかにこれ以前の西高木家
が軍事を等閑視していたかが読み取れる。そして、
軍役人数などに関し、金銭的な負担が生じてもよ
いので調査して国元へ返答するよう命じているこ
と(傍線部⑤)から、西高木家がこのような現状
を打破しようと心がけていたことが確認できる。

実際、嘉永3(1850)年から西高木家は非常時
に援兵として出陣を命じられた時に備えての部隊
編成に着手しはじめる。この部隊編成を定めるに
あたり西高木家は何度も案を練っている。その一
つである、嘉永7(1854)年に作成された「非常
之節場所江御出張御供立」²³⁾における陣容は以下
の通りである。

旗1本(足軽2人)、鉄砲5挺(足軽5人)、
弓1張(足軽1人)、槍5筋(足軽5人)、徒
士4人、持筒(足軽1人)立弓(足軽1人)
馬印(足軽1人)持槍(足軽1人)、主人
(馬口取2人)、近習5人、長刀(足軽1人)、
草履取1人、具足(2人)、嫡子持筒(足軽
1人)、嫡子持弓(足軽1人)、嫡子持槍(足
軽1人)、嫡子(馬口取2人)、近習2人、草
履取1人、長刀(足軽1人)、具足(1人)、

箭箱(1人)、玉葉箱(1人)、沓箱2荷(2
人)、用人1人(供人3人<内1名若党>)、
押足軽1人、足軽2人、中間4人、小者5人、
具足長持5棹(持夫20人)、雨掛2荷(2人)、
雑具長持2棹(持夫8人)、雨具持3人、合
羽籠(2人) 惣人数97名

ちなみに、総人数97名の内、直接戦闘に関わる
足軽・若党以上の者は主人・嫡子を含め40名程で
あり、残りは武器・武具類の運搬など後方支援に
従事する非戦闘員である。このように、非戦闘員
が半分以上の割合を占めるのは、江戸時代におけ
る軍隊の一般的な特徴であり²⁴⁾、西高木家も当時
のあり方に拠って陣容を決定している。言い替え
れば、この段階では目立った特徴的な点は見られ
ない。なお、当時の西高木家家臣団は江戸詰の者
や非戦闘員である医師や中間などを含め40名程度
なので、総人数97名の内半分以上は領民の徴発で
かなりの部分が補われる。とくに、不足分の戦闘
員については、当時西高木家が徒士格・足軽格な
どの格式を与えていた領民で補う予定であったと
思われる²⁵⁾。

(二) 西洋流砲術の受容

以上、嘉永2(1849)年を機に軍事に目を向け
はじめた西高木家であるが、ペリー来航後どのよ
うに軍制改革へ取り組んでゆくのであろうか。次
にこの点につき検討してゆく。

まず、最初に西高木家の西洋流砲術の受容と軍
制の洋式化につき見てゆく。はじめにでも述べた
が、嘉永6(1853)年のペリー来航を機に、外国
との軍事力の差を重く受け止めた幕府は洋式軍制
の採り入れを積極的に行い、大名・旗本へ西洋流
砲術の受容・習得を奨励するようになる。

このような幕府の西洋流奨励の様子を西高木家
も把握していたが、その受容には消極的であった。
安政3(1856)年に在所から江戸留守居へ向けて
出された御用状の下書きが残されている²⁶⁾。それ
によると、西高木家は江戸留守居に幕府から江戸
で西洋流砲術稽古の成果を見せるようにとの触が
出た場合に備え、西洋流砲術は在所で嗜んでおり、
江戸表には留守居のほか足軽・中間が4~5名い
るだけで「非常手当之人数」は江戸においていな
いのでお見せできない旨を幕府へ届出しておくこと、
また触が出された時に備え同席の交代寄合たちにも
図っておくことを指示している。ただし、この

時期実際は在所において西洋流砲術の稽古は行われておらず、在所で嗜んでいるとは虚言であり、この指示は幕府から西洋流砲術を稽古していないことを追求されないための方便である。言い換えれば、このような方便を使うほど、当該期に西高木家は西洋流砲術を受容する気がなかったのである。

このような西高木家が西洋流砲術を受容するのは、文久2（1862）年になってからである。そしてその後、西高木家は急速に武装の洋式化を推し進めてゆく。以下、その様子を西高木家の御用日記・台所方日記から追ってゆくこととしたい²⁷⁾。

まず西洋流砲術受容の動きは、文久2（1862）年10月3日、西高木家が太田藩へ対して西洋流砲術に関して心得のある同藩藩士・石川辰助に多良に赴いてもらい、家臣たちへ稽古をつけて欲しいとの願書を差し出したことから始まる²⁸⁾。そして、10月19日には多良郷において西高木家が徒士格・足軽格を与えていた百姓23名に、11月4日には時郷の徒士格・足軽格の百姓10名に対して、毎月3日づつ稽古日を定めて稽古場にて鉄砲の修練を行うよう命じている。なお、稽古に使用する鉄砲・弾薬類は西高木家側で用意し、稽古日には1人扶持分米5合を与えている²⁹⁾。ただし、この段階では西洋流砲術を西高木家が受容していないので、この鉄砲稽古は和式によって行われたと思われる。

そのような中、11月11日、太田藩から願いの通り石川辰助を師範として多良へ派遣するので、御用の節には辰助方へ申し入れるようにとの返答を受け取り³⁰⁾、西洋流砲術を受容するための下地が調う。

翌3年3月18日に徒士格5名・足軽格5名と下多良村の善蔵に月10日の鉄砲稽古を命じている。なお、この際に足軽格以下を「兵賦」と名付け、1人に7合5勺つつ渡すこととし、その費用は領民へ高懸かりで役人足賃の割り合いで賦課することとした³¹⁾。また、3月21日には隔日に鉄砲の稽古をするように申しつけている³²⁾。

同年5月12日には、石川辰助の名代・山田庄六が太田藩よりやってきたので「砲術方打方足並等順列稽古」³³⁾、すなわち行進や銃陣を組む基礎的な稽古がはじまる。同月27日に、西高木家は家中へ対し午前中に剣術稽古と槍術稽古を交代で隔日

に行い、西洋流砲術足並調練を毎日半日づつ行うようにと命じている³⁴⁾。

このように西洋流砲術の稽古がはじまったが、一朝一夕で身につくものではない。8月12日に徒士格・足軽格・兵賦之者たちが当主・貞広へ稽古の成果を上覧に入れた際には「右西洋流稽古之輩追々出精者致候得共、猶此上出精稽古随分手順達者ニ為成候様、此上玉入稽古被仰付候節不^(ママ)案ニ而不宜候間、会日毎日不参無之様可相心懸旨被仰渡候」³⁵⁾と、未熟なために実弾を使った稽古への移行が危ぶまれている。

西高木家は、翌文久4（1864）年2月25日には小原山に調練場を開いている。この際、太田藩から石川辰助・山田市蔵・富山伊三郎の3人を召し寄せ、彼らの世話の下で貞広の前で西高木家家臣たちが羽織・立附袴に西洋筒を抱えて調練をおこなっている³⁶⁾。この頃にはある程度家臣らも西洋流砲術に熟練しており、この日貞広は満足して機嫌よく帰館している。さらに、3月2日には「西洋流砲術修行被仰付候間、調練追々稽古出精、此頃者スイニ熟練致候ニ付、御上におみても一段ニ被思召、猶々絶まなく御引立ニ相成候事」³⁷⁾と、熟練したことについて貞広から家臣らへお褒めの言葉が与えられている。

ただしその後、稽古人の人員構成の問題もあり、西洋流砲術の訓練は順調には進まなかった。そもそも、西高木家では家臣だけで十分な人数を確保できなかった。そこで、御徒士格や御足軽格として苗字・帯刀の特権を与えられた領民とその子弟や、西高木家の雑務を行うために雇われている武先と呼ばれる領民、村役人などに西洋流砲術を積極的に習得させ兵力に組み込むことで不足を補うことにした。そして、稽古に出精した者へ徒士格・足軽格を与えたり、手当米や褒美を下賜することで彼らのやる気を喚起する施策を採っている（表1参照）。ちなみに、慶応3（1867）年段階で西洋銃隊に参加可能な人数は、全部で67名を数えるが、その内訳は徒士以上20名、徒士並2名、日勤足軽4名、徒士格9名、足軽格23名、無格式の者9名で、半数以上を徒士格・足軽格・無格式の者が占めている³⁸⁾。

しかし、徒士格・足軽格・無格式の者の中には稽古に積極的でない者もいた。例えば、慶応元（1865）年12月17日には徒士格の三輪林太夫らが

表-1 御用日記・台所方日記における徒士格・足軽格らへの砲術稽古申し付け・御免と手当・褒美一覧

文久2年10月19日	多良郷の徒士格9名、足軽格14名に月3日の砲術稽古を命じる。
同年11月4日	時郷の徒士格4名、足軽格6名に月3日の砲術稽古を命じる。
文久3(1863)年3月18日	三輪房治郎ら徒士格5名、足軽格・平野義平ら5名と下多良村の善藏へ毎月10日の鉄砲稽古を申しつける。また、足軽格以下を「兵賦」と名付ける。
同年6月10日	徒士並・三輪房次郎へ武術稽古・西洋流御調御に罷出ていることにより雇料・扶持など支給することとする。
同年8月12日	徒士格・小寺与兵衛惇松弥へ剣術・西洋流砲術稽古出精につき手当米1俵下賜、帯刀免許を命じる。
同日	徒士並・三輪房次郎、徒士格・坂篤太郎へ西洋流砲術出精につき褒美20疋下賜。
同年11月20日	小寺松弥へ武術出精につき徒士格を仰せつける。
元治1(1864)年3月24日	水谷今藏惇藤三郎を西洋流砲術稽古出精につき御足軽格とする。
同年8月28日	武先全員に西洋流稽古を命じる。
元治2(1865)年1月25日	伝右衛門弟・上村の三輪太郎吉らへ西洋流砲術稽古を命じる。
慶応2(1866)正月12日	足軽格和流鉄砲心得ある者の打初メにおいて的へ当たった者へ褒美金下賜。
同年7月22日	堂之上村・徒士格井口勘藏の徒士格を取り上げ、西洋流砲術稽古御免とする。
同日	武先・奥村の多郎助へ西洋流稽古御免を命じる。
同年8月1日	吉田武市・道藤末治郎・三輪長太郎を西洋流砲術稽古出精につき徒士格とする。
同日	足軽格・森勇藏ら3名に西洋流砲術稽古出精につき手当米1斗つつ下賜。
同日	下多良村の川添勇七、時堂之上村の林及弥を西洋流砲術稽古出精につき足軽格とする。
同日	時堂之上村の林惣兵衛惇・惣右衛門、時久保村の三輪治助惇治平へ西洋流砲術稽古を命じる。
同年8月11日	時上村の三輪治助惇・善八郎、奥村嘉助惇・庄六に西洋流砲術稽古を命じる。
同年9月1日	足軽格・桑原利助ら5名、宮村庄屋・伊東彦三郎へ西洋流砲術稽古出精につき手当米1斗つつ下賜。
同日	三輪林太夫らへ西洋流砲術出精につき手当米2斗つつ下賜。
同日	小寺善八弟・治右衛門、禰宜村大庄屋・大嶽平民弟・清次郎、三輪安之丞跡・留吉を西洋流砲術稽古出精につき徒士格とする。
同日	宮村の儀平、奥村の兵吉を西洋流砲術稽古出精につき足軽格として、苗字帯刀を免許。
同日	武先を無事務め上げた下多良村の喜平へ砲術稽古継続を命じる。
同年9月15日	下多良村の喜田喜平を西洋流砲術稽古出精につき足軽格とする。
同日	新たに武先となった者へ西洋流砲術稽古を命じる。
慶応3(1867)年2月10日	時上村の甚太郎惇専松、中村の清兵衛惇喜代治郎ら11名に西洋流砲術稽古を命じる。
同日	中西新助ら4名西洋流稽古御免となる。
同年4月9日	兵賦の者9名へ西洋流砲術稽古の際に着用する装束を整える費用として金100疋つつ下賜。
同年7月15日	時上村の弁藏、専松ら10名を西洋流砲術稽古出精につき足軽格として苗字・帯刀を免許。
同年12月28日	足軽格・伊東彦三郎、同・川添勇七に西洋流砲術稽古出精につき褒美として青銅1貫500文下賜。
同日	足軽格・小寺宅藏ら3名へ西洋流砲術稽古出精につき手当米1斗つつ下賜。
同日	時下村の久保治平、奥村庄六を西洋流砲術稽古出精につき足軽格として苗字帯刀を免許。
同日	足軽格喜多鶴藏ら3名西洋流稽古御免となる。
同日	足軽・仲谷善藏、同・水谷藤藏へ西洋流砲術稽古出精につき褒美として青銅1貫下賜。
同日	時郷長谷の喜十郎病気につき西洋砲術稽古御免とし、弟喜平次に代わりに西洋砲術稽古を命じる。
同年12月29日	時郷長谷の孫兵衛ら7名へ西洋流砲術稽古を命じる。
同日	貝之助ら2名へ西洋流砲術稽古出精につき手当米2斗下賜。
同日	小寺治右衛門へ西洋流砲術稽古出精につき褒美金100疋下賜。

註：文久2年～慶応3年まで。ただし、日記の状態が悪く見ることが出来ない部分があるため、実際はこの外にも記述がある可能性あり。

西洋流砲術稽古を疎かにしたことを咎められ手当米を引き揚げられ、今後も稽古を疎かにするならば、徒士格も取り上げると西高木家から警告をうけている³⁹⁾。

また、農繁期に彼らが西洋流砲術の稽古よりも生業である農業を優先することも訓練が進まない要因であった。慶応2(1866)年9月16日には「時・多良御徒士格、御足軽格、其外共西洋稽古出席之義濃業時節^(農)ニ相成候ニ付、此節より来十月廿日不参御断願出候⁴⁰⁾」と、徒士格の者らが1ヶ月以上農業を優先させるために稽古を休ませて欲しいと願い出ている。これに対して西高木家は翌17日に以下のような決定をしている。

一昨日申上候西洋稽古不参之義願之通り
御聞濟ニハ相成候得共、①長々相捨置候

ハ、折格是まで稽古致候義も元形江立戻り候而者残念至極ニ付、右御断申上候日限之内別段日並相立出席可致段御沙汰ニ相成り、②九月廿日・廿九日・十月七日・十七日いつれも昼後、右日並丈ケ罷出稽古致候様被仰付、其段時・多良共廻状於以申触候⁴¹⁾

上によれば、西高木家は徒士格らの希望を認めるが、ようやく上達してきたのに一ヶ月以上休んで元の状態に戻っては残念であるとし(傍線部①)、9月20日・29日・10月7日・17日の昼後だけ稽古へ参加するよう命じている(傍線部②)。なお、ここで西高木家が危惧している上達してきた西洋流砲術が元の状態に戻るとは、各人の射撃の腕前が落ちることではなく、各兵士が足並みを揃え集

団で銃陣を形成し射撃を行う動作が揃わなくなること

を指していると考えられる。
以上のように西洋流砲術の稽古は稽古人が本業を別に持つ領民が半数以上を占めており、訓練は困難を伴った。しかし、慶応2（1866）年9月2日には、家臣大嶽弁之丞・同喜多川恵之右衛門を教師役として、大垣藩士らの助けを借りることなく、当主・貞広の前で大規模な調練を行うことが可能なまでに習熟するようになる⁴²⁾。

なお、以上のように西洋流砲術を受容したことに伴い非常時における陣容も変化する。元治元（1864）年に作成された「非常御出馬御供立調」⁴³⁾では、

旗（2人）、大筒2門（士4人、武先2人）
士1人（供2人）、火薬桶（1人）弾薬持（3人）、西洋小銃10挺（10人）、士1騎（供3人）、士8人、馬印（1人）、持筒（1人）、長刀（1人）、貝（1人）、太鼓（1人）、御馬（供4人）、士8人、沓箱、弾薬箱2箱（2人）、手明5人、医師1人（供3人）、御用人1人（供4人）、鉄砲10（10人）

という、大砲・銃を主体とした編成になっている。なお、この段階ではまだ小銃20挺の内和銃が半分を占めているが、これは順次西洋小銃に入れ替えられていった。そして、最終的には慶応2（1866）年9月2日における西洋流砲術調練時の陣容⁴⁴⁾に見られる

大砲2門（奉行2人・牽役6人・押役4人）・指物（1人）・太鼓（1人）・教師1人・嚮導1人・小隊司令士1人・歩兵30名・半隊司令司1名・左嚮導御徒士4名・御馬印（足軽1名）・御馬（供士4名）・道具持1名・医師1名・草履取1名・用人1名（供2名）・弾薬箱3荷・押足軽1名・御供方小使3人といった、より西洋小銃を所持した歩兵を増やした陣容へと移行してゆく。

また、先述したように慶応3（1867）年には銃隊に参加可能な人数が67名を数えるようになる。これは、明治3（1870）年に維新政府が現石1万石程度の藩に求めた規模の兵力であり⁴⁵⁾、西高木家は大名格という格式に応じた兵力を擁するようになっている⁴⁶⁾。

（三）西洋流砲術以外の武術の奨励

以上のように西高木家は西洋流砲術を文久期から受容し、その後稽古に力をいれてゆく。それでは、砲術以外の武術に関してはどうであったのだろうか。次にこの点について見てゆく。

西高木家が剣術稽古などの武芸の奨励を行うようになるのは管見の限り安政6（1859）年からである。この年、高木家は長島藩へ家臣たちに剣術を指南してくれる人物を世話してくれるように依頼している⁴⁷⁾。このことから、当該期において西高木家に師範を担うことが出来るだけの人材がいなかったことが確認できる。また、言い換えればそれまで師範なしで済ませてきており、この時点まで西高木家が武芸奨励に積極的でなかったことがうかがわれる。このことと、安政期に西洋流砲術の受容に消極的で、その受容が文久期まで行われなかったことを踏まえるならば、嘉永2（1849）年から軍事に目を向けるようになった西高木家であったが、安政期に入り再び軍事に力を入れなくなったものと考えられる。いわば、停滞期に入っていたと言えよう。

さて、この西高木家の要請をうけて5月に長島藩から大須賀泰介が派遣されることになり、5月18日に大須賀が多良へ到着する⁴⁸⁾。翌19日、西高木家は近習・大嶽弁之丞以下15名に稽古場に出て大須賀に稽古をつけてもらうように命じている⁴⁹⁾。なお、この時高木家には剣術稽古場がなく、「一武術稽古御台所詰之もの申合せ御矢場出勤事」⁵⁰⁾と、矢場が稽古場に使われている。稽古は5月25日に大須賀が長島へ帰藩するまで行われている⁵¹⁾。この年、大須賀は7月23日～29日、10月19日～25日、11月22日～27日の3回多良へやってきて家臣たちへ稽古をつけている⁵²⁾。なお、これ以降大須賀は年数回、出稽古に多良へやってくるようになる。

このように、ペリー来航以降の軍備増強・武術奨励が叫ばれる世の中に対応する形で安政期末から西高木家でも武術稽古が行われるようになっていく。もっとも、この時期の武術への取り組みとしては、管見の限りではこの大須賀の招聘のみしか確認できない。そして、大須賀の稽古は年に数回数日から10日ほどであることから、さほど家臣の剣術上達に寄与したとは考えにくい。したがって、この時期の西高木家の武術への取り組みは、

表－2 御用日記・台所方日記における剣術・槍術稽古関連での家中への褒美一覧

文久1(1861)年12月26日	家中側向并徒士以上へ武術稽古を申しつけ、16名に稽古道具修復料を下賜。
同日	伊東嘉市ら3名に武術稽古出精につき褒美金下賜。
文久2(1862)年9月19日	徒士並・喜多孫助、徒士格・坂徳太郎、同・井口林右衛門へ武術稽古出精につき、手当を与えることとする。
同年12月24日	家中25名へ稽古道具修復料を下賜。
同日	当主・貞広の前で上覧試合。勝者へ褒美として扇子下賜。
文久3(1863)年12月8日	剣術稽古出精につき青銅30疋つつ12名へ下賜。
同日	槍術稽古出精につき青銅20疋つつ5名へ下賜。
同年12月22日	当主・貞広の前で上覧試合。勝者へ褒美として扇子料20疋つつ下賜。
同年12月24日	武術稽古場での稽古出席日数特に優秀な者11名へ金100疋つつ、優秀な者へ3名へ金50疋つつ褒美として下賜。
同年12月25日	栗田源吾ら3名へ剣術・槍術稽古出精につき褒美金下賜。
慶応1(1865)年10月1日	槍術免許を得た伊東嘉市へ褒美として袴料500疋下賜。
同年12月24日	代人である御用人・伊東幾右衛門の前で試合。勝者へ褒美として扇子料下賜。
同年12月27日	武術稽古場での稽古出席日数100日以上のある者10名へ金100疋、90日以上のある者4名へ金2朱、80日以上のある者7名へ1朱つつ褒美として下賜。
慶応2(1866)年正月18日	栗田源吾を武術出精につき近習番とし、米6斗加増。
同年3月28日	小寺勇之助、坂篤太郎へ武術出精につき褒美下賜。
同年4月15日	坂篤太郎を武術出精につき徒士格とする。
同年8月1日	剣術仮字免許を得た伊東嘉市らに褒美として袴料下賜。
同年12月24日	当主・貞広の前で上覧試合。勝者へ褒美として扇子下賜。
慶応3(1867)年12月9日	武術稽古場での稽古出席日数優秀者へ褒美金下賜。
註：文久1年～慶応3年まで。ただし、日記の状態が悪く見ることが出来ない部分があるため、実際はこの外にも記述がある可能性あり。	

まだ低調であったと言える。

ところが、文久期に入るとこのような状況に変化が見られ、西高木家は武芸奨励に俄然力を入れてゆくこととなる。

まず、文久元(1861)年8月に北高木家に寄留していた浪人・三枝新四郎を槍術指南として迎え、家臣たちを入門させている⁵³⁾。また、同年12月に家中御側向并御徒士以上へ武術稽古を命じると共に、稽古道具類の修復料として家臣16名に300疋を、さらに武術稽古に出精した伊東嘉市・小寺勇之助へ50疋、河合治作へ金1朱を褒美として下賜している⁵⁴⁾。このような武術修業に対する修復料や褒美金の下賜は翌年以降も頻繁に確認でき、家臣たちへ武術稽古を積極的に行わせる施策として定着してゆく(表－2参照)。

文久2(1862)年6月には、三和為司・伊東嘉市・小寺勇之助へそれまで月に6日の稽古を仰せつけていたが、それでは足りないので以後隔日で稽古するように命じている⁵⁵⁾。さらに、9月18日に伊東嘉市を稽古場頭取取締役、小寺勇之助を稽古場世話役に任じ、稽古場管理の機構を作りあげてゆく⁵⁶⁾。また、翌19日には、御徒士並・喜田孫助ら3名へ武術稽古を命じている⁵⁷⁾。

文久3(1863)年には、それまで稽古場につかっていた矢場では色々と不備があるので、新たに稽古場を設けることとし、9月27日に棟上式を行っている⁵⁸⁾。そして、翌年3月2日に稽古場が完成し、「集義館」と名付けられて開元稽古が行われ

ている⁵⁹⁾。その後、家臣たちはここで稽古に励んだ。慶応元(1865)年12月27日には集義館での稽古出席日数100日以上のある者10名へ金100疋、90日以上のある者4名へ金2朱、80日以上のある者7名へ1朱つつ褒美として下賜されている⁶⁰⁾。また、毎年年末には当主・貞広の前で試合が行われ、勝者へ扇子料が下賜されるようになる(表－2参照)。

特に稽古に励んでいたのが稽古場頭取取締役であった伊東嘉市で、彼は慶応元(1865)年10月1日に槍術の皆伝免許を三枝新四郎から⁶¹⁾、同2年8月1日に剣術の仮字免許を大須賀泰介から与えられるまでの腕前になっている⁶²⁾。

なお、西洋流砲術や剣術・槍術の稽古は、明治3(1870)年に「文武稽古之義ハ更ニ被仰出ハ無之候得共、執心之向も有之候得者、生活取続之暇出精致候ハ、神妙之義ニ思召候事」⁶³⁾と、維新政府から指示がないことを理由に日々の生活に支障がない限り稽古を許可するとの方針に変更されるまで、奨励されつづけた⁶⁴⁾。

(四) 西高木家が軍制改革を行った理由

以上のように、文久期から剣術や槍術の稽古も西洋流砲術の稽古同様に盛んに行われるようになる。それではなぜ、西高木家はこの時期に西洋流砲術受容・習得や剣術・槍術稽古の奨励を行うようになったのであろうか。これについては、はっきりしたことはいえないが、おそらく以下3点の理由によるものと考えられる。

まず第1点目は、西高木家が当時の世情につい

てそれなりに知識を有していたことである。西高木家文書には、桜田門外の変・坂下門外の変や長州征伐などに関する留書類が残されている。たとえば、桜田門外の変に関しては、西高木家の江戸留守居は事件が起きた3月3日の夜には風説ながら事件があったことを認識しており、その後他の風説も集め8日に多良へ報告を出している⁶⁵⁾。当然、このような世情不安である情報から将来軍事動員をかけられる可能性を西高木家が感じていたと考えられる。

第2点目は、文久元（1861）年に当主が経貞の死去により貞広へ代替わりしたことがあげられる。安政5（1858）年以降の日記類を見る限り、経貞はまれに正月に行われる年中行事である鉄砲初⁶⁶⁾に出座して徒士格・足軽格の者たちの鉄砲の腕前を上覧している程度で、管見の限り自ら稽古場へ赴いている様子はほとんど確認できず、軍事・武術にあまり関心を払っていなかったようである。嘉永期には彼の下で西高木家はそれまで等閑視していた軍事に目を向けるが、これはあくまで出陣を命じられる可能性に備える必要性に迫られたものに過ぎなかった。

それに対して貞広は、当主になって以降、家臣たちの調練・稽古の様子を年に数回上覧し、目の前で試合をさせるなど、自ら演習場・稽古場へ何度となく赴いており、彼自身が軍事・武術に強い関心を抱いていたことが確認できる。したがって、新たに当主となった貞広の意向が、西洋流砲術受容や剣術・槍術稽古の奨励に大きな影響を与えていることは想像に難くない。

第3点目は、経済的な理由によるものと考えられる。西高木家は、文政期に親類膳所藩の力を借り逼迫した財政を立て直すも⁶⁷⁾、その後年を経るごとに支出が増え、嘉永期には多くの借金を所々からすることで財政を何とか維持していた。その額は、嘉永4（1851）年段階においては、その年の「御借財仕訳帳」⁶⁸⁾によれば、惣高金3073両余であった。この額が、嘉永5（1852）年には金4093両余と大幅に膨らむ⁶⁹⁾。もっとも、一部返済されたようで嘉永7（1854）7月までに3461両余まで減額している⁷⁰⁾。しかしその後、安政2（1855）年には4690両余⁷¹⁾、安政3（1856）年には5372両余⁷²⁾、安政5（1858）年には5499両余⁷³⁾と借金高は膨らんでゆく。この借財の中には勢州

一身田名目金・尾州市ヶ谷金・志賀谷紀州名目金・大坂谷町代官所貸付金など優先的に返却することを求められる幕府や各藩が貸し付けている公金を多く含んでいた。しかしながら、安政3年に大坂谷町代官所から返済を迫られたり⁷⁴⁾、翌4年に笠松代官所へ返済猶予を願うなど⁷⁵⁾、優先的に返済すべき公金の返済さえ滞っている。したがって、この時期に武器などを新たに揃える必要性のある西洋流砲術を受容したり、新たに稽古場を建築するような財政的余裕はなかった。

ところが、万延元（1860）年4月には金銭で返却すべき分は約4242両余に、また話し合いにより尾州津島の坪内源蔵へは毎年30両を、浅井源兵衛には1石2斗の扶持を渡すことにして借財を減額しており⁷⁶⁾、財政的にやや楽になっている。このことが翌年からの西洋流砲術受容や剣術・槍術稽古の奨励を可能にしたと考えられる。

二 武器の購入と大砲・銃器類の製作

（一）武器の購入

以上、文久期以降に西高木家が西洋流砲術を受容したり、剣術・槍術の稽古を奨励した様子について明らかにした。この結果を踏まえて、次に西洋流砲術で使用する銃器類など武器・武具類の調達について考えてゆくことにしたい。

まず、武器・武具類の修復・購入について見てゆく。西高木家が当該期に購入した武器・武具類を全て書き上げたものは残念ながら残されていない。しかしながら、幸い文久2（1862）年から慶応2（1866）年において武器・武具類を購入するために特別に用意した資金（次節参照）で買い入れた分をまとめた「文久戊年ヨリ慶応丑年迄 武器修覆并買入帳」⁷⁷⁾「慶応乙丑年ヨリ同二年丙寅七月迄 武器類買入覚帳」⁷⁸⁾と、慶応3（1867）から翌明治元（1868）年において武器・武具類を含める通常予算外の出費を書き上げた「慶応戊辰正月 諸覚帳」⁷⁹⁾が残されており、これらの史料からおおよそその武器・武具類の購入状況は把握できる。これらの帳面類をもとに武器・武具の購入や修復にかかった費用の内訳を表にまとめたのが、表-3と表-4である。なお、表-3は文久2（1862）から慶応2（1866）年までを、表-4は慶応3（1867）から翌明治1（1868）年までをそれぞれ対象としている。

表-3 文久2年～慶応2年までの武器・武具買入れ・修復費用内訳

文久2年～慶応元年 [1]			慶応元年～同2年 [2]		
金額	用途	種別	金額	用途	種別
2両3分	面頬すが板代	甲冑	1両3朱と銭104文	塗師兼吉払	その他
12両3分1朱	具足1領代	甲冑	1両と銭1貫600文	鍛冶・専藏渡	銃器製造
7両2分	具足1領代	甲冑	1両1分1朱と銀3匁2分5厘	鍛冶・専藏渡	銃器製造
2両2分と銀2匁7分	具足2領代	甲冑	銭2貫文	うるし代	その他
2両3分2朱と銀1分1厘	兜1ツ修理代	甲冑	銀7匁8分	金具代	その他
8両2分	胴・兜代	甲冑	4両2分	皮笠代	軍装
3分2朱	脛当代	甲冑	3朱と銭27文	金箔代	その他
2両1分	小手代	甲冑	銀7匁7分	金物代	甲冑か
3両	袖1双代	甲冑	2両	小板物150枚代	甲冑
4両3分1朱	小手1具・面頬2ツ代	甲冑	16両1分	徒士具足5領代	甲冑
200疋	まんぢら仕立代	甲冑	2両	皮鞍覆代	馬具
1両	兜1ツ修理代	甲冑	5両	具足櫃皮覆3荷分代	甲冑
1両2朱	はい楯代	甲冑	銭1貫600文	うるし代	その他
37両2分	具足2領・胴1ツ・兜1ツ代	甲冑	5両	西洋筒1挺代	銃器
11両1分	具足1領・兜1ツ代	甲冑	6両3分2朱と銀1匁5分	大工・鍛冶屋入用	銃器製造など
35両1分と銀4匁2分	中具足4領	甲冑	1両2朱と銀5分	ぬしや・兼吉払	その他
7両2分	面頬3つ代	甲冑	2両1分	鍛冶・専藏渡	銃器製造
3両2朱	美濃屋品々修理代	甲冑	1両3分2朱	大筒入用木代残り分払	銃器製造
22両1分	具足1領代	甲冑	3両1分	三枚張兜2つ代	甲冑
17両	着込10領	甲冑	1両1分1朱と銀3匁5分	鍛冶・専藏渡	銃器製造
24両2分2朱と銀1匁9分	着領具足1領修理代	甲冑	8両1分	具足1領代	甲冑
2両1分	兜1ツ修理代、亀甲金代	甲冑	≒65両3分2朱と銀1匁2分5厘 銭163文		
10両2分	兜1つ代	甲冑			
80両	番具足20領代	甲冑			
8両1分	皮笠15箇代	甲冑			
1両	具足櫃1荷代	甲冑			
3両2分1朱と銀2匁7分5厘	佩楯6人前小板出来代	甲冑			
2両	頬当1つ代	甲冑			
2分	前立物修理代	甲冑			
10両1分	銀象眼鏡1足代	馬具			
1両2朱	皮駄覆代(紋付代共)	馬具			
3両2分	きびら代	衣類			
6両1分	緋呉呂服5丈1尺代	衣類			
3両	晒麻1反2疋代	衣類			
2両2分	小袴板・わた代	衣類			
2両3朱と銭200文	小袴染代并陣羽織朱紋代	衣類			
銀75匁	陣羽織笹縁代	衣類			
3朱と銀19匁6分	金物修理代	その他			
≒金367両2分2朱 銭336文					

[1]「文久戊辰ヨリ慶応丑年迄 武器修覆并買入帳」(西高木D-3-2-11-あ)より作成。
 [2]「慶応乙丑年ヨリ同二年丙寅七月迄 武器類買入覚帳」(西高木D-3-2-11-う)より作成。
 なお、この他に慶応2(1866)年に西洋筒20挺を表金103両を使って購入している。

さて、表-3を見てみると甲冑類や馬具類への支出が多くみられる。それも、家臣たちへ貸し出す番具足・徒士具足や着込(鎖帷子)を購入していることから、軍事編成自体を完全に銃隊編成へ移行するとの方針ではなく、この段階では折衷の状態を構築しようとしていたかのように思われる。しかしながら、慶応3(1867)年以降はほとんど洋式軍制で必要な銃器類や太鼓・教本への支出へと変化しており(表-4参照)、洋式軍制中心へと方針を転換した様子がうかがわれる。ちなみにこのような変化は、西高木家が慶応2(1866)年に第二次長州征伐で「即ニ長防之戦争数度之処、

炮戦而已ニ而一度も劔鎗相接候事無之⁸⁰⁾と、銃器類による戦闘が主で、劔・鎗が役に立たなかったとの情報を手に入れており、接近戦用の甲冑などが無用の長物になりつつあったことを的確に認識していたためと考えられる⁸¹⁾。

なお、表-3、表-4での買入れとは別会計で西高木家は、この他にも銃器類を購入している。まず、慶応2(1866)年に西洋筒20挺を103両で、1挺あたり5両余で一括購入している⁸²⁾。明治元年の西高木家所持の武器書上書類⁸³⁾によれば、当主の持筒と考えられる連発銃・元込式銃を除いた西洋小銃は、「西洋小銃五十挺内 短ミニイ三十挺 ケヘル三十挺」と

表－４ 慶応3年から翌明治1年までの武器・武具買入れ・修復費用内訳

慶応3年買入れ分			明治元年買入れ分		
金額	用途	種別	金額	用途	種別
15両	貸羽織地黒呉呂10丈	軍装	2両1分	西洋練兵書	練兵教本
2両	奈良面頬買入れ	甲冑	5両	西洋道具買入れ	軍装
6両2朱	ライフル1挺	銃器類	15両2分	小銃1挺買入れ※	銃器
3両2分	長玉形拵代	銃器装具	1両	西洋笠買入れ	軍装
2両3分1朱	白木綿5反	軍装	2分	英国歩操新式	練兵教本
6両	ズボン・チョッキ代	軍装	1分2朱と銭800文	歩練新式并日記代	練兵教本ほか
1分1朱	鋳型直し代	銃器装具	127両2分	小銃15挺買入れ※	銃器
1分2朱	太鼓皮代	軍装	3両1分と銭300文	上記小銃直し代	銃器
銭830文	太鼓皮代	軍装			
3両3分	皮笠代	軍装			
3両	雷管代	銃器装具			
3両	鐘面3つ買入れ代	鐘			
31両	元込小銃買入れ代	銃器			
10両	鉛代	銃器装具			

「慶応戊辰正月 諸覚帳」（西高木D-3-2-17）から製作。なお、本史料内には史記や屏風代など明らかに軍備に関わりがない物品の代金も書き上げられていたが、直接関係しないので省略した。また、※印をつけた小銃計16挺はその数量から考えて明治元年8月以降に新たに買入れたエンフィールド小銃16挺（「慶応四年八月五日付所持武器届書」）と「貞広様御登京日記」西高木H-1-61所収、「明治五壬申〔 〕書留」西高木H-1-1-170）であると考えられる。

あり、20挺がゲベール銃、30挺が短ミニエー銃である。ゲベール銃とは天保年間に高島秋帆が輸入し広まった球形玉を打ち出す前装式滑空銃で、慶応期にはすでに旧式になっていた銃である。一方、ミニエー銃は文久期頃から本格的な輸入が始まった椎実形鉛玉を打ち出す前装式施条銃で、ゲベール銃とは比較ならない飛距離・命中率を持っており、欧米の軍隊においては1860年代前半まで主力の座にあった銃である⁸⁴⁾。これらの銃の値段は、ミニエー銃が最安値で9両程度⁸⁵⁾、ゲベール銃が5両以下であった⁸⁶⁾。これらを踏まえるならば、1挺5両余であるこの20挺の西洋筒はゲベール銃と考えられる。また、この他に当主の持筒として七連発銃（おそらくスペンサー銃）やピストルも購入している⁸⁷⁾。

さらに、「文久戊辰十一月ヨリ西洋流大砲鑄立并小銃打立弾丸諸入用覚帳」⁸⁸⁾によれば、文久2（1862）年から慶応元（1865）年までの間に小銃8挺と弾丸や雷管を携帯する西洋流胴乱及び胴乱を作成するための皮革類などを購入している。銃8挺の内一挺は持筒として購入したと注記されており代金は9両3分余である。残り7挺は1挺あたり4～5両程度で購入しているが、注記がなくその用途は不明である。しかしながら、同史料が後述の武器生産に関する諸経費を書き上げた文書であること、また胴乱の材料などと一緒に書き上げてあることから考え、この7挺は武器として購入したものではなく、製作する際の参考品として購入したものと思われる。実際、「西洋鉄炮細工

場鍛冶屋御雇入日記并諸御入用付留帳」⁸⁹⁾によれば、西高木家に雇われた職人が、大垣から買入れた銃を参考に西洋小銃の部品を製作している。なお、これらの銃の種類であるが、1挺はヤーゲル銃⁹⁰⁾、それ以外は史料がなく不明であるが、値段からしてゲベール銃か和銃であったと推測される。

なお、銃器やそれに付随する装備品購入の窓口の一つとなっていたのが、高木家に西洋流砲術を教授していた石川辰助であった。彼は、大垣藩内の大砲鑄造所の主宰を勤めていた関係から⁹¹⁾、各地の職人たちとも親交があった。彼はそれらの人脈を使い、文久3（1863）年頃には高木家に紀州藩の鉄砲職人が作ったヤーゲル銃を⁹²⁾、明治元（1868）年には四斤旋条砲を周旋するなど⁹³⁾、武器や装備品を西高木家へ周旋している。

また、西高木家は、彦根藩からも銃器を調達しようとしている。当時、当主貞広の妹鎮が彦根藩家老宇津木兵庫へ嫁いでおり、そのついで彦根藩の持っていた七連発銃を当主の持筒として購入したいと申し入れている⁹⁴⁾。

（二）大砲・銃器類の製造

西高木家では大砲・小銃については買入れるのみならず製造も行っている。次にこの点について見てゆく。

まず、大砲製作であるが、文久2年8月頃から膳所藩用人河上衛士へ大砲図面作成を依頼するなど製作に必要な情報を集めはじめている⁹⁵⁾。膳所藩の協力を得ているのは、当主貞広の父経貞が膳

所藩主の妹を娶っており、親戚関係にあったからと考えられる。

10月から大垣へ製作方法の相談のため数度家臣喜多川恵之右衛門を派遣すると共に、同藩から参考にするための大筒を借り出している⁹⁶⁾。また、大砲製作に関わる鋳物師を彦根藩家老宇津木家の力添えにより確保するため、家臣大嶽弁之丞を彦根へ派遣している⁹⁷⁾。11月には大砲を鋳立てたり鉄砲を製作するための細工小屋1軒、たたら小屋1軒を祢宜村に建設しはじめる⁹⁸⁾。

翌文久3（1863）年1月23日頃までには彦根から鋳物師たちがやってくる⁹⁹⁾。鋳道具の用意が整った2月15日に砲身を¹⁰⁰⁾、7月10日・9月12日には大砲の弾丸を鋳立てている¹⁰¹⁾。その後砲身を乗せる車台が完成、翌文久4年2月に大垣から石川辰助を呼び寄せ試射をおこない成功をおさめている¹⁰²⁾。

さて、ここで作られた大砲は、具体的にはどのようなものだったのであろうか。残念ながら図面が残されていないため詳細は不明であるが、いくつか示唆してくれる史料が残されている。次に示す文久2年8月7日付と推測される膳所藩用人河上衛士から喜多川恵之右衛門宛の書状もそのような史料の一つである。

（前略）扱先般者御光駕被下候処、御早々之御事ニ付失敬御仁恕可被下候、其節御頼之ライフル絵図面儀、大砲世話人之者共へ申付候趣ニ御断合も申上置候処、何分時節柄御用多ニ而迎も急ニ出来仕兼候間、出入方右絵図師江申付漸々出来仕候俣則七枚御届申上候、尤内一枚筒之図者引方荒ク御座候間、銃図計り篠田大蔵へ書引申候、跡六枚認料金式両頂戴仕度申上候、尤相渡申上、受取書差登し可申候、且又全図之処者凡疊三疊之位も有之、是ハ急ニ者出来兼申、右全図者無之候而も宜敷儀与奉存候間、先ツ見合置申候、弥御入用候ハ、猶又被仰下候様仕度、夫迄ハ見合置申候（以下略）¹⁰³⁾

本史料は、喜多川が河上へ依頼していた大砲の図面が出来たので送る旨について書かれた書状である。これによれば、西高木家が依頼した図面はライフル砲（傍線部）、すなわち砲身に螺旋状の溝を刻み、その効用により打ち出される弾丸に回転をかけ弾道を安定させる施条砲であったことが

わかる。ここから、西高木家が施条砲を作ろうとしていたことが確認できよう。

また、大砲・銃器類の製造にかかった諸経費を書き上げた「文久戊年十一月ヨリ 西洋流大砲鋳立并小銃打立弾丸諸入用覚帳」¹⁰⁴⁾によれば、大砲砲身の素材として錫と銅を買い入れている。銅・錫を合わせると青銅が出来る。したがって、砲身は青銅製だったと考えられる。

さらに、西高木家が明治元年に維新政府へ提出した所持している武器について書き上げた書類¹⁰⁵⁾には「二斤野戦大砲二門 但車台掛」とある。二斤とは弾殻・炸薬・信管合わせて2斤の重量のある弾丸を発射できる能力を持つことを指している。尺貫法では1斤=600グラムを意味するが、この当時の兵器に関して使う場合は1斤=1ポンドないし1キログラムの意味で使用されているので、どちらかの意味で使用していると思われる。以上から西高木家が作成した大砲は、青銅製二斤施条砲であったと推測される¹⁰⁶⁾。なお、さらにその後西高木家は臼砲1門を手に入れている¹⁰⁷⁾。

一方、小銃の方は今須神明村の専蔵や金四郎など美濃国内の鍛冶屋に作らせている。彼らは文久3（1863）年から慶応元（1865）年頃にかけて西洋小銃をつくっている¹⁰⁸⁾。

先述したように、西高木家が家臣らのために用意していた銃はゲベール銃と短ミニエー銃であること、西高木家がミニエー銃を30挺も買い入れた様子がないことから考え、西高木家が作ろうとしたのはミニエー銃であったようである。実際、西高木家は銃を製作するにあたり、見積書を作成しているが、それによれば作成予定の銃が7両3分1朱銀1匁6分5厘かかるころ、ゲベール銃仕立てならば6両2分3朱銀3匁ほどで作成できるとの試算を出しており¹⁰⁹⁾、ゲベール銃より高価な銃、おそらくミニエー銃製作を意図していたことが史料からもうかがわれる。

ただし、施条銃の制作は当時の日本の技術では難しく、幕府でさえ国産化しようとしたが精度の良いものが作れず、結局断念して輸入に切り替えている¹¹⁰⁾。当然、西高木家に外国製と同等の精度を持つミニエー銃を制作する技術があろうはずもなく性能はかなり劣ったものであった。明治5（1872）年頃に高木家が岐阜県に差し出した銃器類破棄届及び所持許可願写¹¹¹⁾では、明治元年以

降に手に入れた洋製エンフィールド銃（イギリス製前装式施条銃、鳥羽ミニエーとも呼ばれた）10挺、臼砲1門、火縄銃15挺とともに、ゲベール銃49挺を官員の指導の下で破棄したことを届け出るとともに、洋製エンフィールド銃6挺、馬上元込銃1挺・馬上七連発銃1挺と威筒として火縄銃1挺を引き続き所持したいと願い出ている。この数量から考えゲベール銃49挺が、先に維新政府へ届出たゲベール銃20挺とミニエー銃30挺を指していると考えられる。西高木家が作った西洋小銃は新政府にはその性能からミニエー銃とは認められなかったのである¹¹²⁾。

ところで、これらの武器・武具の調達・製造にあたりその財源をどこに求めたのであろうか。「文久戊年ヨリ慶応寅年七月迄 武器入用金出入覚帳」¹¹³⁾によれば、西高木家は文久2(1862)年から慶応2(1866)年までの間に、表金103両を使用して慶応2(1866)年に買い入れた西洋小銃20挺を除く武器・武具類の調達・製造に $\text{¥}822$ 両余の支出を行っている。そして、この支払いの財源として山年貢約45両、幾利山などの材木売却代金約406両、講金落金320両、その他約51両をあてており、半分程度を材木売却代金が占めている(表5)。

西高木家の財政は、前章でも述べたように、やや好転はしているものの、未だ4000両以上もの借金が残っていた。そのような状況では軍制改革のために新たに800両もの金銭をまとめて調達するのは難しかったと考えられる。それを可能にした

のが、材木売却による利益だったのである。一般的な旗本には大名と違い普通山野川海の用益権は与えられない。したがって、西高木家がこの時期に軍制改革を進めることができたのは、財政的には山野川海の用益権を大名同様に与えられる交代寄合という特殊な家格であった点に負うところが大きかったと言える。

三 東家・北家との軍制改革における連帯

以上、西高木家の幕末の軍制改革についてみてきた。ところで、西高木家は親族の東高木家・北高木家と共に時・多良両郷を協力しあい治めていた。本章では、軍制改革面における西高木家と東・北両家の連帯について見てゆく。

幕末において高木三家が軍事面で連帯してことにあたるようになる契機は、文久2(1862)年12月の幕府による旗本に対しての兵賦令発令である。兵賦令とは、従来の軍役の人数割を半減するかわりに、知行高500石以上の旗本に対して石高に応じて知行地の百姓の内で17~45歳までの壮健の者を幕府の銃隊編成の歩兵隊兵士として差し出させるというものである。人数の割合は知行高500石1人、1000石3人、3000石10人の負担で、兵の年季は5年、諸道具・衣類・脇差は幕府が貸与し、給料は最高限度額年10両を目処に知行主が支払うとの定めになっていた。また、500石未満及び知行地を持たないで幕府から直接米の支給を受けている蔵米取の者には、石高に見合うだけの兵賦金を支払うよう命じている。もっとも、上下疲弊の

表5 武器入用に関する支出と財源

支出品目	支出高金額	財源品目	財源金高
戊亥子丑年(文久2~慶応1年)武器入用	金367兩2分3朱と錢336文	戊年幾利山建林之内私代之内	金5兩と銀3匁2分2厘
丑寅(慶応1~同2年)7月迄武器入用	金65兩3分2朱 銀1匁2分5厘 錢253文	戊年江州山年貢金之内	金7兩3朱
戊亥(文久2~3年)大砲・小銃製造入用	金388兩2分2朱	戊年多良掟山年貢金之内	金1兩3分3朱と錢204文
		子年多良掟山年貢金之内	金9兩と錢1貫70文
		丑年江州幾利山年貢金之内	金7兩1分と銀4匁7分
		丑年多良掟山年貢金之内	金19兩3分2朱と銀1匁5分
		丑年井料米代金	11兩3分
		戊・亥・子・丑幾利山建林私代之内	354兩3分1朱と銀1匁1分1厘 錢100文
		鈍谷手元山私代金	46兩3分3朱と銀2匁5厘
		具足私代	40兩2分
		三輪孫六郎講会落金	20兩
		亥・子・丑年時多良講金落金3口分	300兩
総計	金822兩1分3朱 銀1匁2分5厘 錢589文	総計	惣 $\text{¥}823$ 兩3分 銀13匁3厘 錢1貫377文

「文久戊年ヨリ慶応寅年七月迄 武器入用金出入覚帳」(西高木D-3-2-11-い)から作成。なお、この他に慶応2年に西洋小銃20挺を表金103両にて買い入れ。

折柄なので500石以上3000石未満の者に対しては規定人数の半分とし、金納の額も半額とされた。さらに、500石未満の者は、後日沙汰があるまで兵賦金の徴収を見合わせるようになっていた¹¹⁴⁾。

さて、江戸留守居役・三輪武左衛門からこの兵賦令の写を受け取った西高木家は、東・北両高木家と協議して、翌文久3（1863）年1月に西高木家から3人、東・北両家から各2名の領民、計7名を江戸へ送っている。なお、給金は1人宛1ケ年4両の約束で、この外に手当金2分、下り道中雑用1両1分が与えられている¹¹⁵⁾。

しかし、実は兵賦令は江戸在住の旗本のみを対象に出されたものであり、以下のように大名の格式に準じて参勤交代を行う交代寄合の旗本はこの法令の対象外であった。

（端裏）

「酒井春之丞様

三和六左衛門様 稲葉権之進

伊東幾右衛門様 臼井今右衛門」

御手紙致拝見候、①然者旧冬江戸御留守居より御触書写差越有之節、兵賦之御触書写も一所ニ被差越、人数之儀者正月中旬迄ニ差出候様との御文面ニ候、不取敢御相談御伺ニ而御互ニ御人数差下ニ相成候処、先便ニも被申越候通、②右者江戸表御旗本様方江殿中ニ而被仰渡之写借り被受御心得申上ニ被差越候、心得之由之処差急候御用向之節、尤御触書写ニ而早速御相談ニ相成候之処、右者別段③御心得迄ニ入御覧候旨之文段無之ニ付、御相談ニ相成此節之次第被成御承知候而者、此方御方江御心配相懸り候、^(文)氣之毒被思召、④武左衛門方別紙ニ申越無之不速之儀ニ候、差扣被相伺、右者此方様方御心配御失費も相懸り御氣之毒被思召、⑤武左衛門方差扣可被仰付、右ニ付御挨拶御紙面之趣、則及申上候処、右者全行違之儀ニ御座候間、此方様方江御心配等之儀者無御座候儀ニ御座候間、右等之御心配無御座御取計相成候様被成度思召候、右御報旁宜得御意候様大内蔵様・監物様被仰付如此御座候、以上

二月七日¹¹⁶⁾

上記史料によれば、江戸留守居役・三輪武左衛門が兵賦令を心得として写を作成し多良へ送った際に「心得として送る」との旨を書き忘れたこと

がことの発端であった（傍線部②・③）。そして、何の注記もない法令の写を受け取った多良の方では差急ぎ人員を確保して送らなければと考え前述のように計7名を江戸へ送ったのであるが（傍線部①）、それは全くの無駄であった。結局、この7人はすぐに江戸から多良へ帰されている¹¹⁷⁾。西高木家は東・北両家へ対して武左衛門の不調法により余計な心配を懸けたのみならず、無駄な失費をさせたことの責任を感じていた。そこで、武左衛門へ差控という一種の謹慎刑を申しつけようと思っているが如何との伺いを北・東両家へ申し入れた（傍線部④）。この申し入れに対して、今回のことは全くの行き違いによるものなので武左衛門に差控を申しつけることなどは無用である旨を東・北両家が西家へ返事している（傍線部⑤）。

このように、兵賦令は交代寄合である高木三家にとり直接には関係の無い法令であった。しかし、この兵賦令の発令は高木三家の軍制の洋式化に大きな影響を与えている。慶応2（1866）年の西高木家の御用日記9月20日条¹¹⁸⁾に以下の記述がある。

（前略）当今之御時節柄非常御備向兼而被仰合候御儀も有之、⑥百石ニ付老人ツ、之兵歩御手当方之儀者前以両三年已前ニ御立会御直談被成置候通、御両所様ニ而も千石ニ拾人ツ、^(梅)人数御手当之儀も被仰合ニて、^(梅)砲術者和用方哉、西洋方宜敷候之御示談之所、⑦御評儀之上諸方共西洋方之修業之折柄故、西洋箇之砲術之儀御極（以下略）

これによれば、慶応2年の2・3年前、すなわちこの兵賦令が出た時期に、非常時に備える目的で各家とも知行100石に1人の割合で常に兵賦を用意することになり（傍線部⑥）、また日頃から西洋流砲術の稽古をさせることを三家で申し合わせたこと（傍線部⑦）が確認できる。なお、この際に三家揃って調練することも取り決めたようである。しかしその後、実際に合同調練が行われることは無かった。

そのような中、慶応2（1866）年に幕府が江戸在住の旗本たちを対象に知行100石に1人の割合で軍役銃卒を提出するように命じる。これも、兵賦令同様に交代寄合は対象から外されており、直接高木三家に関係はない命令であった。しかし、現状に不満を抱いていた西高木家当主・貞広はこれを好機と見なし、同年9月20日に東・北高木家

と調練に関しての会談を持っている¹¹⁹⁾。その際に貞広は、時節柄いつ幕府から出陣を申しつけられるかわからないので「御三所御一躰之一致之儀ニ無之而者不行届、依而三・四年以前御談示にも申置候処ニ立戻り、百石ニ付壺人ツ、千石ニ拾人之御人数御出し、折々惣兵共調練可致方ニ思召、左候ハ、自然御用之節人数一致可致之間、取仕切右之御運得ニ御談被成置」¹²⁰⁾と、以前の取り決めに立ち戻り、三家合同で調練を行って、いざ出陣となった際に三家一致して事に当たれるようにすべきとの主張を行ったところ、北・東両家も同意を示したため、合同での調練を行うことが決定する。なお、この会談において北・東両家の役人たちが「御両所様御役人共にも不被為行届候与申候、附延ニ只今御手当人数等閑ニ致置候も御演舌御主意之処一言申上候儀も無之、縮入候様子」¹²¹⁾と、西洋流砲術習得をおろそかにしてきたことを恥じているので、それまで三家合同の調練が行われなかったのは北・東両高木家が西洋流砲術習得に積極的でなかったためと考えられる。

このように、再び合同で西洋流砲術調練を行うことを決めた三家であったが、翌慶応3（1867）年までの間においては管見の限り合同で調練を行ったことを確認することはできない。しかしながら、これが北家においては軍制の洋式化を推し進める契機となり、翌慶応3（1867）年4月晦日には自ら製作した四斤半旋条砲の試射をおこなう¹²²⁾など、武器の製造・買入れに力を入れるようになる。そして、明治元（1868）年には四斤半旋条砲1門、ハンドモルチール砲1門、ミニエー銃50挺、ゲベール銃12挺を所有するまでになっている（表－6参照）。一方、東家はその後も軍制の洋式化に力を入れておらず、明治元年時に所持していた西洋小銃は30挺のみで、洋式大砲を持つこともなかった

（表－6参照）。同じ交代寄合でも、家により対応の違いが大きかったのである。

おわりに

交代寄合西高木家では、嘉永2（1849）年に幕府が旗本に対して今後は役向・石高に関わりなく海防に動員するとの触を出したことから、それまで等閑視していた軍事に目を向けはじめる。しかし、それはあくまで緊急の必要性に応じたものであり、非常時に出陣する際の陣容を定めるなどある程度成果がでると、再び軍事へ目を向けない状態、いわば停滞期へと入る。

その後、ペリー来航を機に幕府は軍制の洋式化へと棍を切り、大名や旗本へ西洋流砲術の受容・習得を積極的に奨励するようになる。しかし、西高木家では当主・経貞が軍事にあまり積極的でなかったことや財政難から西洋流砲術の受容・習得に中々踏み切らなかった。そのような中、文久期に入ると経貞が死去し、軍事・武芸に積極的な貞広が当主についたこと、借財の整理が進み多少財政的に余裕が生まれたことから、軍制改革を行う素地が出来上がる。

そこで、大垣藩に頼んで師範を送ってもらい、西洋流砲術の受容・習得を積極的に進めてゆく。

その際、家臣のみでは人数を十分に確保できなかったため、御徒士格や御足軽格として苗字・帯刀の特権を与えられた領民とその子弟、西高木家の雑務を行うために雇われている武先と呼ばれる領民や村役人などを動員して西洋流砲術を習得させようとした。しかし、彼らは農業など本業を別に持つため、農繁期には稽古を休みたがるなどの問題を抱えており、順調に稽古が行われたとはいい難かった。そのような困難を乗り越え、慶応2（1866）年には大垣藩士を頼らず、家臣らのみで

表－6 明治元年8月時点における高木三家所持銃砲類

西高木家	北高木家	東高木家
二斤野戦大砲2門（施條砲か）	四斤半施條砲1門	西洋小銃30挺
十一半ドイムハンドモルチール1挺	十三ドイムハンドモルチール1挺	二百目筒1挺
馬上元込銃1挺	元込馬上銃1挺	百目筒1挺
短ミニエー銃30挺	ミニエー銃20挺	和流小銃20挺
ゲベール銃20挺	三ツバンド短ミニエー銃30挺	
馬上元込七発銃1挺	ゲベール12挺	
三十目火縄打抱筒2挺	管打小銃1挺	
火縄銃10挺	火縄銃20挺	
	火縄式三十目筒1挺	
西高木家は「(慶応四年八月五日付所持武器届書)」(「貞広様御登京日記」<西高木H-1-61>所収)、北高木家は「御取調ニ付御請書」(名古屋大学附属図書館研究開発室収集「北高木家関係文書」、東高木家は「御取調ニ付御請書」(蓬左文庫所蔵)から作成。なお、西高木家は明治期にエンフィールド銃16挺を新たに買入れしている。		

大がかりな訓練を行えるまでになる。また、慶応3（1867）年には銃隊へ参加可能な人数は67名を数えるまでになり、交代寄合、すなわち大名格という家格に見合った軍勢を持つにいたる。

また、文久期から剣術や槍術についても稽古奨励を行い、集義館なる道場を新たに建設している。さらに、武器・武具類の調達にも力を入れ、買い入れるのみならず、銃砲類に関しては青銅製二斤大砲2門とミニエー銃を模した小銃を製造したりしている。なお、武器・武具類調達の費用としては材木売却の代金がかかなりあてられていることから、西高木家の軍制改革を支えたのは、山野川海の使用権を大名同様に与えられる交代寄合という特殊な家格にあったと言える。

なお、親族の東・北両高木家との間で、非常時に備えて各家とも知行100石に1人の割合で常に兵賦を用意すること、日頃から西洋流砲術の稽古をさせること、三家揃って訓練することも取り決めている。

さて、幕末期における旗本と軍事の関係に関しては、今まで旗本軍役の解体過程が主に描かれ、旗本が能動的に軍制改革を行うような動きは見過ごされてきた。しかし、今回交代寄合という特殊な家柄ではあるが、旗本の中で独自かつ能動的な軍制改革を行っている者の姿を具体的に描き出すことができた。幕末の軍制においては評価が決して高くない旗本の存在であるが、彼らの持つ軍事力や彼らの軍事に対する認識などの再評価を行う必要があるだろう。むしろ、今回は交代寄合という特殊な家格の旗本の例であるため、そのまま一般的な旗本たちの軍制改革へと敷衍することは慎まなければならない。今後は、交代寄合以外の大身の旗本などが行った軍制改革について調べてゆく必要がある。

また、西高木家の軍制改革は、地縁・血縁関係を背景に多くの大名やその家臣たちの協力を得て行われている。とくに、西洋流砲術受容や武器の調達に関しては大垣藩に負う部分が大きかった。平時において問題が起きた際、血縁や地縁関係のある他領主に力添えを頼り解決が図られることは、既に多くの研究で指摘されていることである¹²³⁾。しかしながら、幕末の軍制改革については、江戸などにおかれた西洋流砲術塾を通じて間接的に領主間で軍事的交流があったことは知られている

が¹²⁴⁾、領主たちの間で直接的な軍事交流が行われた例は管見の限りわずかに江戸において黒羽藩が飯田藩の大砲を試し打ちしたり、岩田村藩藩士の喇叭稽古や太鼓などの道具類の調達を行ったことなどが知られている程度である¹²⁵⁾。しかし、今回江戸のみならず在所においても領主間の軍事交流が行われていたことが確認できた。今後は領主間の関係・連帯にさらに十分配慮をして軍制改革の研究を進めてゆく必要があるだろう。また、このような領主間における軍事交流を幕府がどのように認識し、また対処しようとしていたのか。すなわち、勝手な軍事的同盟と見なし規制しようとしていたのか、それとも全国守衛の軍隊¹²⁶⁾をつくるために奨励しようとしていたのか。この点についても今後考察してゆく必要があるであろう。

参考・引用文献

- 1) 宮崎ふみ子「幕府の三兵士官学校設立をめぐる一考察」（『年報 近代日本研究』3、1981年）、熊澤徹「幕府軍制改革の展開と挫折」（坂野潤治・宮地正人・高村直助・安田浩・渡辺治 編 シリーズ日本近現代史1『維新変革と近代日本』、岩波書店、1993年）など。
- 2) 高橋典幸・山田邦明・保谷徹・一ノ瀬俊也著『日本軍事史』（吉川弘文館、2006年）。
- 3) 前掲註2高橋ら著書。
- 4) 熊澤徹「幕末の旗本と軍制改革 —旗本本間日記の分析から—」（吉田伸之・渡辺尚志編『近世房総地域史研究』、東京大学出版会、1993年）。
- 5) 小林茂「長州藩の軍制改革」（『名古屋学院大学論集』社会科学篇8巻4号、1971年）、水沼尚子「幕末期一小藩の軍制改革 —黒羽藩を中心として—」（『京都橘女子大学大学院研究論集 文学研究科』3、2005年）、木原溥幸「幕末期における佐賀藩の軍制改革」（『香川大学教育学部研究報告』第I部41号、1976年）。
- 6) 前掲註2高橋ら著書。なお、文久2（1862）年・慶応2（1866）年・同3年における幕府の軍制改革を扱った近年の研究としては、前掲註1宮崎論文、前掲註1熊澤論文、原剛「文久及び慶応の軍制改革 —中央統一軍化をめざして—」（『軍事史学』92号、1988年）、熊澤徹「幕末の軍制改革と兵賦徴発」（『歴史評論』499号、1991年）、同「幕末維新期の軍事と徴兵」（『歴史学研究』651号、1993年）、同「慶応軍役令と歩卒徴発 —幕府組合銃隊一件—」（『歴史評論』593号、1999年）、亀掛川博正「幕末の兵賦徴募について —村方の対応を中心として—」（『軍事史学』137号、1999年）などがある。
- 7) 森杉夫「幕末期の旗本軍役」（『大阪府立大学紀要 人文・社会科学』21巻、1973年）、若林敦之『旗本領の

- 研究』(吉川弘文館、1987年)、飯島章「文久の軍制改革と旗本知行所徴発兵賦」(『千葉史学』28号、1996年)。
- 8) 前掲註4熊澤論文。
 - 9) 前掲註7森論文
 - 10) 前掲註2高橋ら著書。
 - 11) 「復古記」巻88「旧高家、旗下士ノ京ニ在ル者ニ命シテ、兵員ヲ録上セシム」条(『復古記』第5冊、1929年、内外書籍株式会社)。
 - 12) 「奉願上口上覚」(『復古記』巻85「旧高家交代寄合、及ヒ旗下帰順者ノ家禄ヲ復ス」条(『復古記』第5冊、1929年、内外書籍株式会社)。
 - 13) 日置弥三郎「交代寄合美濃衆について 一特に西高木家一」(『史林』43-5、1960年)、名古屋大学附属図書館高木家文書調査室編『高木家文書目録』1(名古屋大学附属図書館、1978年)。
 - 14) 針谷武志「内陸旗本と海防 一交代寄合高木家を例に一」(『地方史研究』224、1990年)。
 - 15) 名古屋大学附属図書館2009年春季特別展図録『旗本高木家主従の近世と近代』(名古屋大学附属図書館)II-1。なお、この部分の執筆は筆者が担当した。この図録では、紙幅の関係上、西洋流砲術受容と大砲・小銃類の製造について概観することとどめたが、今回は幕末における西高木家の軍制改革全般を扱う。
 - 16) 名古屋大学附属図書館高木家文書調査室編『高木家文書調査報告』II(名古屋大学附属図書館、1973年)、同編『高木家文書目録』2(名古屋大学附属図書館、1979年)、秋山晶則「高木家文書調査報告(補遺の七)」(『名古屋大学古川総合研究資料館報告』13、1997年)、新修上石津町史編集委員会編『新修上石津町史』(上石津町教育委員会、2004年)など。
 - 17) 前掲註14針谷論文。
 - 18) 「覚」(名古屋大学附属図書館所蔵西高木家文書 整理番号D-3-2-20-あ。以降西高木D-3-2-20-あ などと記載)。
 - 19) 「覚」(西高木D-3-2-20-あ)。
 - 20) 「(軍用金改め書付)」(西高木D-3-2-20-い)。
 - 21) 前掲註14針谷論文。
 - 22) 「江戸御留守居江御用状控」(西高木D-3-1-18)。なお、本史料の性格については前掲註14針谷論文がその内容について詳細な考察を行っている。
 - 23) 西高木D-3-1-9-い。本史料を含めた部隊編成案の変遷については前掲註14針谷論文に詳細な考察がのっている。なお、高木家が作成したこれらの案が正式に採択されたものか、案に止まったものか、実際に軍事動員されることがなかったため不明である。
 - 24) 高木昭作『日本近世国家史の研究』(岩波書店、1990年)。
 - 25) 前掲註14針谷論文。なお、前掲註16秋山調査報告書では、軍事動員されている足軽格・徒士格を、原昭午氏(原昭午)が明らかにした農業に従事しつつ合間に奉公していた家臣団の末端(原昭午「近世美濃における在地領主の家臣団形成について」『土地制度史学』16、1962年)と同一視する見解がなされ、そのような存在に依拠せざるえない西高木家の限界が指摘されている。しかし、原氏が研究対象とした層は、本稿で言うところの西高木家家臣そのものであり、原論文でも指摘しているが、彼らは文政8(1825)年に兵農分離させられている。一方、ここでいう足軽格・徒士格の者は、何らかの功績に対する褒美として苗字帯刀と共に、あくまで足軽や徒士の「格」を与えられた者たちのことで、一般に「郷士」と呼ばれる存在である。一例であるが、大橋林七は、天保8(1837)年時には北脇村庄屋を勤め、天保11(1840)年に本陣を仰せつけられており、それらの功績として天保12(1841)年に徒士格を与えられている(「奉差上御請書之事」西高木B-5-1-40-に、「徒士格仰付け書」西高木C-2-1-3)。したがって、足軽格・徒士格を農業に従事しつつ合間に奉公していた家臣団の末端とする見解は誤りである。なお、「郷士」は江戸時代前期から軍事動員されるのが前提とされる存在であり(鈴木ゆり子「村に住む「武士」一「郷士」と帯刀改め一<渡辺尚志編『新しい近世史』4、新人物往来社、1996年>)、彼らが軍事動員されることを以て西高木家の限界とすることも妥当ではない。
 - 26) 安政3年5月4日付「江戸留守居方への御用状下書」(西高木D-1-2-86)。
 - 27) なお、破損が著しく史料を傷つけかねないために元治元(1864)年から慶応元(1865)年8月までの御用日記はほとんど見ることができなかった。そのため、この期間に関しては不十分な分析となっていることを断っておく。
 - 28) 「文久二年御用日記」三番(西高木F-3-1-302)10月3日条。
 - 29) 「文久二年御用日記」三番(西高木F-3-1-302)、文久二年台所方日記(西高木F-3-3-18)10月19日・11月4日条。
 - 30) 「文久二年御用日記」三番(西高木F-3-1-302)11月11日条。
 - 31) 「文久三年台所方日記」(西高木F-3-3-19)3月18日条。なお、この時の申渡書が前掲註16秋山調査書に紹介されている。
 - 32) 同上3月21日条。
 - 33) 「文久三年御用日記」二番(西高木F-3-1-304)5月12日条。
 - 34) 同上5月27日条。なお、慶応2(1866)年の台所方日記(西高木F-3-3-22)8月2日条に「一西洋砲術稽古今日より隔日ニ出席可致候様御沙汰ニ相成ル、但来廿日迄之御定メ」とあることから、ここでの毎日半日づつの稽古は、あくまである定められた期間に限定してであったと考えられる。
 - 35) 同上8月12日条。
 - 36) 「文久四年御用日記」一番(西高木F-3-1-306)2月25日。

- 37) 同上3月2日条。
- 38) 「慶応三年丁卯四月改扣 西洋銃隊御人数」(西高木D-3-3-182-お)。
- 39) 「慶応元年御用日記」三番(西高木F-3-1-311)12月17日条。
- 40) 「慶応二年台所方日記」(西高木F-3-3-22)9月16日条。
- 41) 同上9月17日条。
- 42) 「慶応二年御用日記」三番(西高木F-3-1-314)9月2日条。
- 43) 西高木D-3-1-7。
- 44) 「慶応二丙寅年九月二日 西洋銃隊調煉被 仰出候ニ付御出馬御供調帳」(西高木D-3-3-182-え)。
- 45) 前掲註2高橋ら著書。
- 46) なお、西高木家がどこの国の兵式を採用したかは不明である。ただ、明治元(1868)年に英国式の練兵書を購入している(「慶応戊辰年正月 諸覚帳」<西高木D-3-2-17>)、英国式を採用していた可能性がある。
- 47) 「安政六年御用日記」二番(西高木F-3-1-292)5月19日条。
- 48) 同上5月18日条。
- 49) 同上5月19日条。
- 50) 「安政六年台所方日記」(西高木F-3-3-15)5月20日条。
- 51) 「安政六年御用日記」二番(西高木F-3-1-292)5月25日条。
- 52) 「安政六年御用日記」二番・三番(西高木F-3-1-292・293)。
- 53) 「文久元年御用日記」二番(西高木F-3-1-298)8月22日条。
- 54) 「文久元年御用日記」三番(西高木F-3-1-299)12月26日条。
- 55) 「文久二年御用日記」二番(西高木F-3-1-301)6月晦日条。
- 56) 「文久二年御用日記」三番(西高木F-3-1-302)9月18日条。
- 57) 同上9月19日。
- 58) 「文久三年台所方日記」(西高木F-3-3-19)9月27日条。
- 59) 「文久四年御用日記」一番(西高木F-3-1-306)3月2日条。
- 60) 「慶応元年御用日記」三番(西高木F-3-1-311)12月27日条。
- 61) 同上10月1日条。
- 62) 「慶応二年御用日記」二番(西高木F-3-1-313)8月1日条。
- 63) 「御規則日記」(西高木H-1-121)。
- 64) 西高木家では、第二次長州征伐以降、戦争が銃撃戦主体になったことを認識しているが(2章1節参照)、剣術・槍術の稽古を引き続き奨励している。これは、銃剣突撃などで白兵戦になった場合に備えてと考えられる。なお、近代にはいっても軍人は槍術の垂流たる銃剣術や、剣術を白兵戦に備え稽古しており、銃撃戦主体になっても白兵戦の技術習得は軍人としての重要な素養でありつづけた(原剛・安岡昭男編『日本陸海軍事典コンパクト版』(上)<新人物往来社、2003年>銃剣術、森永清『大日本戸山流居合道』<大日本戸山流居合道会、1982年>)。
- 65) 「(万延元年三月八日付三和六左衛門宛三輪武左衛門書状)」(西高木D-1-3-97)。
- 66) 天保10(1839)年正月から経貞の命令で行われるようになった儀式で、徒士格・足軽格らが鉄砲の腕前を上覧に入れた(「天保十年御用日記」一番、西高木F-3-1-231)。
- 67) 西田真樹「文政期における美濃国交代寄合の支配と農民の対応」(『宇都宮大学教育学部紀要』37、1987年)。
- 68) 「嘉永四辛亥年十月御借財仕訳帳」(G-3-1-40)のノ高記述。
- 69) 「嘉永五壬子年二月御借財仕訳帳」(G-3-1-44)のノ高記述。
- 70) 「嘉永六丑年より同七寅閏七月ニ至 御借財仕訳帳」(G-3-1-45-あ)のノ高記述。
- 71) 「安政二乙卯年七月御借財仕訳帳」(G-3-1-49)のノ高記述。
- 72) 「安政三丙辰年三月御借財仕訳帳」(G-3-1-53)のノ高記述。
- 73) 「安政五年御借財仕訳帳」(G-3-1-56)のノ高記述。
- 74) 「(安政三年十一月九日付西高木家役人中宛大塚官兵衛ら書状)」(G-3-1-262-あ)。
- 75) 「笠松始諸向御私用向ニ而出張中諸事手扣」(G-3-1-471)。
- 76) 「万延元庚申年四月改御借財仕訳帳」(G-3-1-57)。
- 77) 西高木D-3-2-11-あ。
- 78) 西高木D-3-2-11-う。
- 79) (西高木D-3-2-17)。
- 80) 「慶応二年御用日記」三番(西高木F-3-1-314)9月20日条。
- 81) 貫通力の強いミニエー銃などのライフル弾に甲冑を着用して被弾した場合、鎖など甲冑の部品が体内に喰い込み傷口を広げ、治りが遅くなるため、甲冑の着用は有害でさえあったとされる(野口武彦『幕府歩兵隊』、中公新書、2002年)。
- 82) 「文久戊辰年ヨリ慶応寅年七月迄 武器入用金出入覚帳」(西高木D-3-2-11-い)。
- 83) 「(慶応四年八月五日付所持武器届書)」(「貞広様御登京日記」<西高木H-1-61>所収)。
- 84) 所莊吉『図解 古銃事典』(雄山閣、1996年)、幕末軍事史研究会『武器と防具 幕末編』(新紀元社、2008年)。
- 85) 洞富雄『鉄砲』(思文閣出版、1991年)第4章。
- 86) 「(臘月十七日付喜多川恵之右衛門宛石川辰助書状)」

- (西高木補D-3-2-159)。
- 87) 「(慶応四年八月五日付所持武器届書)」(「貞広様御登京日記」<西高木H-1-61>所収)、「(臘月十七日付喜多川恵之右衛門宛石川辰助書状)」(西高木補D-3-2-159)。
- 88) (西高木D-3-2-10-い)。
- 89) 西高木D-3-2-24。
- 90) 「鉄炮入用」(西高木D-3-2-89-あ)。なお、年末詳だが、石川辰介が、西高木家が不要としたピストルを、買値と同じ値段で買い取ろうとしている史料が残されており(西高木補D-3-2-134)、不要となった銃器類は売却されたようである。明治元年に新政府に提出した銃器類の書き上げにヤーゲル銃が見えないのは(表-6参照)売却されたためであろう。
- 91) 『新修大垣市史』通史編1(大垣市、1968年)第5章。
- 92) 「(臘月初九日付喜多川恵之右衛門宛石川辰助書状)」(西高木補D-3-2-157)、「(臘月十七日付喜多川恵之右衛門宛石川辰助書状)」(西高木補D-3-2-159)。
- 93) 「(明治元年四月九日付喜多川恵之右衛門宛石川辰助書状)」(西高木補D-3-2-135)。
- 94) 「(貞広宛鎖書状)」(西高木補D-3-2-178)、「(鎖宛貞広書状)」(西高木補D-3-2-177)。
- 95) 「(文久二年八月七日付喜多川恵之右衛門宛河上衛士書状)」(西高木D-3-2-10-し)。
- 96) 「文久元年十一月ヨリ西洋流大砲鑄立并小銃打立弾丸諸入用覚帳」(西高木D-3-2-10-い)、「(正月24日付栗田三津進宛清水周右衛門書状)」(西高木D-3-2-123)。
- 96) 「文久元年十一月ヨリ西洋流大砲鑄立并小銃打立弾丸諸入用覚帳」(西高木D-3-2-10-い)。
- 96) 「文久二年十一月鉄砲大筒方鑄小屋諸色御入用附留覚帳」(西高木D-3-2-12)。
- 96) 「文久三年台所方日記」(西高木F-3-3-19) 1月20日・23日条。
- 100) 「文久三年御用日記」一番(西高木F-3-1-303)。
- 101) 「文久三年御用日記」二番(西高木F-3-1-304) 7月10日条、同三番(西高木F-3-1-305) 9月12日条。
- 102) 「文久四年御用日記」一番(西高木F-3-1-306) 2月23日条。
- 103) 西高木D-3-(2)-10-し。
- 104) 西高木D-3-2-10-い。
- 105) 「(慶応四年八月五日付所持武器届書)」(「貞広様御登京日記」<西高木H-1-61>所収)。
- 106) もっとも、同時期に施条砲を幕府が作ろうとしてなかなかうまくいかなかったとされる(保谷徹「幕末の軍事改革と施条砲」<宇田川武久編『鉄砲伝来の日本史』、吉川弘文館、2007年)。したがって、計画では施条砲であったが、幕府より技術力で劣るであろう西高木家が実際に作った砲は滑空砲であった可能性も否めない。
- 107) 「(慶応四年八月五日付所持武器届書)」(「貞広様御登京日記」<西高木H-1-61>所収)。なお、明治元(1868)年と推測される当主高木貞広が妹鎖に宛てた書状(西高木補D-3-2-177)に「私方も四・五年前より西洋炮ニ立かへ、昨冬より泊来ミニイ炮五十挺計買入大砲三挺新調申付」とあり、さらに大砲を新調する計画があった。この大砲新調は実行されなかったが、舶来ミニイ銃の買い入れは実行に移され、西高木家では洋製エンフィールド小銃(鳥羽ミニイ)を16挺買入れている(表-4参照)。
- 108) 「文久元年十一月ヨリ西洋流大砲鑄立并小銃打立弾丸諸入用覚帳」(西高木D-3-2-10-い)。
- 109) 「(鉄砲鍛冶手間覚)」(西高木D-3-2-63)。なお、文久3(1863)年頃に「御鉄砲金物」の修理のために西高木家は鉄砲職人と推測される尾崎直治郎なる人物へ金物代を問い合わせ、ミニイ銃の親金物・小金物が各1両2分1朱、ゲベール銃の親金物が1両2朱、小金物が1両1朱との返答を得ており、ミニイ銃の金具類の方がゲベール銃の金具類よりも高価であったことは間違いない(2月6日大嶽弁之丞ら宛平塚忠四郎書状<西高木補D-3-2-125>)。
- 110) 保谷(熊澤)徹「幕府の米国式施条銃生産について」(『東京大学史料編纂所研究紀要』11号、2001年)。
- 111) 「明治五壬申[]書留」(西高木家H-1-1-170)。
- 112) なお、同時期に尾崎直治郎へ「御鉄砲金物」を「つつはケエルニて親金物ハミキヘエルバンドウ、其外金物ハケエル之御積り」(2月6日大嶽弁之丞ら宛平塚忠四郎書状<西高木補D-3-2-125>)と、筒はゲベール銃、仕立てはミニイ銃に準じたものに直せるかと問い合わせている。そしてその際に、銃作成の参考として尾崎からゲベール銃の筒の張り方も詳細に聞き出しており、直した銃は作成する銃の参考品であった可能性がある。もしそうだとすると、西高木家が作成したミニイ銃は、姿のみをミニイ銃に似せただけのものだった可能性も高い。
- 113) 西高木D-3-2-11-い。本史料は『高木家文書調査報告』IIに簡単な紹介がある。
- 114) 前掲註7飯島論文。
- 115) 「文久三年東高木家御用日記」(蓬左文庫所蔵)正月6日、11日、12日条。
- 116) 「(文久三年二月七日付酒井春之丞ら宛稲葉権之進ら書状)」(西高木補C2-3-147)。
- 117) 「文久三年江戸留守居日記」(西高木F-3-2-49)正月24日条。
- 118) 「慶応二年御用日記」三番(西高木F-3-1-314)9月20日条。
- 119) 同上。
- 120) 「慶応二年東高木家御用日記」(蓬左文庫所蔵)9月20日条。
- 121) 「慶応二年御用日記」三番(西高木F-3-1-314)9月20日条。
- 122) 「慶応三年御用日記」一番(西高木F-3-1-315)4月晦日条。
- 123) たとえば、西高木家の場合、天保3(1832)年に類焼

した屋敷の再建に対する財政的援助を地縁関係にある尾張藩や高須藩から得ている。また、明和元（1764）年に西高木家の苛政を領民らが江戸へ出訴した際も地縁・血縁のある領主たちの力を借り、この一件を解決している（伊藤孝幸「幕藩権力の特質 ―交代寄合高木家を事例にして―」＜『愛知学院大学人間文化研究所紀要人間文化』14、1999年＞、西田真樹「天保年間の尾張藩と交代寄合高木家」＜岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』2篇、清文堂、2004年＞）。なお、明暦～万治年間（1655～1660）にかけて土佐藩と宇和島藩とで国境争論がおきた際、土佐藩主山内忠義は親類の松山藩主松平定行に力添えを頼んでおり、平時において問題がおきた場合、血縁・地縁に協力を求めるのは江戸前期から見られた（横川末吉『野中兼山』、吉川弘文館、1962年）。なお、江戸中期以降になると、

大名家の御家騒動において幕府が親族集団に穏便にことをおさめるよう協力しあうことを求めるようになることや（福田千鶴『幕藩制秩序と御家騒動』、校倉書房、1999年）、藩の財政改革においても幕府から親族大名に協力を得るよう指示が下されることがあったこと（堀江登志実「岡崎藩の寛政改革」『岡崎市美術博物館研究紀要』1、2005年）も指摘されており、平時における領主間の協力は幕府自身が希望するところでもあった。

124) 前掲註5 水沼論文。

125) 同上。

126) 幕府は、幕府直轄軍を中核に各藩の軍勢をも糾合して全国守衛の軍事体制を作ろうとしたが、挫折したとされる（前掲註1 熊沢論文）。